

一時金の二重カットは許せない! 秋季年末闘争「継続協議」

参加しましょう

○府民宣伝

11月24日(水)

午後6時〜

阪急池田駅前

○決起集会

11月26日(金)

午後6時45分

場所は決まり次第、お知らせします。

○全国の仲間による抗議・要請行動の依頼

総務部長との団体交渉(11

／12)

府最終回答

①今季 年末一時金は、府人勧にもとづき、0・2カ月削減し、特例条例(4%カット)にもとづいて12月10日に支給したい。
②「給与制度の改革及び給料の特例減額の実施について」は、引き続き協議したい。

府労組連要求

①一時金は、6年前から4%カットされており、カット後の金額で比較すれば、0・2カ月削減の必要はない。
②6年間の一時金カット額は410億円(3年間の給与カット額は1240億円)

にもなっている。

一方で、府財政は昨年311億円の黒字決算、今年度も240億円の黒字が見込まれている。

まずは、職員に返すのが当然のこと。

③府民施策切捨てと人件費カットでは、大阪経済は低迷し、財政再建はできない。財政再建策の失敗の責任を明らかにし、給与決定原則にもとづき、使用者責任を果たすべき。

総務部長(府財政責任者)

は、最後まで、今季12月の一時金0・2ヶ月削減と4%カットに固執する姿勢を崩さなかったため、府労組連は「回答は受け止められない。」ことを表明し、引き続き協議を求めました。

部分的な改善点

◎義務教育等教員特別手当の縮減に実施時期を3カ月延伸(2011年4月から)

◎教職員の業務負担軽減にむけた具体的な方策を検討する。

◎介護のための早出・遅出勤務の検討

◎介護のために退職した教員の再採用

◎時間外勤務の積算基礎に日曜日等の勤務を含める。



2010年11月19日
NO、459

〒561-0874

豊中市長興寺南3-5-2

TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191

Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp

Web ページ

<http://www.tcct.zaq.ne.jp/zenkyo-toyonaka/>

とよなか

全教豊中教職員組合

2011年度対市交渉

定数に見合った
教職員配置を

評価・育成システム
について

豊能3市2町の人事権 委譲問題について

管理職の不当な行為・
パワハラについて

組合

橋下知事は、首長が教育内容に口出しができるようにし、教育委員会の廃止をいつている。民主党も教育委員会の廃止をマニフェストであげている。

将来的に給与も市がもつとなったら、市の財政を圧迫することにならないか。

組合

管理職が、特定の組合加入を勧めた学校、職員に威圧的な態度をとる学校がある。いずれも複数。

市

管理職が組合加入にタッチすることは、あつてはならないこと。基本的な労務管理の研修を行う。パワハラ相談窓口について慎重に検討したい。

組合

学年1学級のような小規模校では、水泳指導・宿泊行事など、教職員がぎりぎりで行っている。休めない。

一方、旧同和校には、児童生徒支援加配が毎年配置され、1校2名の児童加配があるところ、首席が2名配置されている学校もある。

市

(昨年交渉で取り上げられた)豊島西の1学級45名には、児生加配をつけた。(小規模校には)定数配置がきまっているので……

市

定期的に学校長から実施状況のヒアリングをしている。チームとして仕事をしているので、評価をつけにくい、課題を持つ子どもへの対応など教職員が努力していることは、府に伝えている。

今年、府がアンケートをとったので、何らかの動きがあると考えている。

市

現在、検討しているのは、任命権のみ。給与については、法改正が必要なので、動向を見て。危惧していることについては全教と協議する。



市 小学校への クーラー設置について

冷房設備未実施の27校の実現化に向けて努力したい。
来年度、予算設計を行い、順調にいけば、再来年夏に設置。
通風がわるく、劣悪な教室は、個別に対応する。当面、扇風機かルーフファンの検討をしている。



市 児童・生徒の ビデオ・写真撮影 について

写真・ビデオをとることについては、
①収集の目的
②保存と管理
③最後の廃棄
の3点について、学校としてルールをきちんと決めて、一人ひとりが守ることが大切。その点がクリアできたら、写真・ビデオをとることは問題ない。
決定の責任は、各学校の校長である。



組合 宿泊行事の旅費問題、 児童・生徒の費用 未払い問題について

組合
宿泊費が出ないので、レンタカーを借りて、広島の下見を1日で行っている。レンタカー代はど
こが負担するのか。
貧困が広がり、宿泊行事の費用が払えない子どもがいる。実態をつかんでいのか。費用の立て替えを職員がしているケースもある。

市
レンタカー代についてはどのようになっているのか校長に聞く。
費用の未払いについては、就学援助者の未払いについてはつかんでいないが、それ以外はつかんでいない。

前進座公演

くずい
屑屋でいびん

古典落語

「井戸の茶碗」より

12月12日(日)

開演2時

(開場1時30分)

豊中市民会館大ホール

大人 1900円

子ども 900円

(小学～高校まで)

主催 前進座を観る会

後援 豊中市

豊中市教育委員会

輝け子どもたち―人権教育を考える

第一回

大阪教育文化センター「人権と教育」部会が「部落問題学習は今でも必要なのでしょうか」とパンフレットを作成しました。

豊中では、市人研が中心となって、これからも部落問題学習が重要としています。しかし、教育文化センターのいうように、部落問題学習が本当に必要なのでしょうか？

これからパンフレットの内容を連続で紹介していきます。

「部落問題学習」は今でも必要なのでしょうか。

(1) 部落問題はここまで

解決しました―部落問題の到達点

部落問題は封建的身分に起因する社会的問題で、封建的身分の残滓(ごんし)とそれによってもたらされた災禍の問題です。

部落問題解決の到達点を、①生活上の格差が解消されたのか ②差別意識や偏見が克服されたのか ③地域

住民の自立と自由な社会的交流が進んでいるかの3つの角度から見ていきましょう。

①地域格差の実現

1969年から2002年におよぶ33年間の同和対策事業によって、当時の同和地区と周辺地域との住環境・教育・就労などでの格差は基本的に解消され、かつての悲惨な地域のすがたは、もはやその面影すら見られませぬ。

「住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との格差はみられなくなってきた。これによって、同和対策審議会答申等で指摘されていた物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は改善されてきた。」

(平成14年3月総務省「同和行政史」)

②偏見の社会的克服

結婚問題は「最後の越えがたい壁」(1965年「同和審答申」)といわれていました。

しかし地区内外の結婚が大きく前進し、この分野での偏見の社会的克服と「両性の合意」(憲法第24条)

による結婚はあたりまえになっています。

大阪府の調査でも、1991年以降の婚姻では「夫婦とも同和地区出身」と認知している人は13・9%にすぎません。しかも「地区出身か否か」を問うこと自身、個人のプライバシーを侵害することであり、このような問いの調査そのものがもはや社会的にも許されることではありません。

部落差別を受け入れない市民の意識は社会的常識になっています。

